

# スクールミニマム

生徒の本分は勉学にある、常に怠らず学力の充実を図り、高い知性と豊かな人間性を磨き、自己研鑽に努めなければならない。

また、学校は一つの社会であり、常に本校生徒としての誇りと自覚を持って自分で自分を律し、互いに尊敬し、互いに協調し、一人ひとりが自分のなすべき責任をしっかりと果たすことが大切である。この生徒心得は本校生徒の日常生活の指針を示したものである。よくその意を解して実践に努めなければならない。

## 1. 通学

- (1) 通学の際は、本校の服装規定を厳守すること。
- (2) 始業5分前までに登校するよう心がけること。
- (3) 下校時間は原則として定められた時刻とする。それ以後、居残る場合は必ず担任・部顧問または関係職員に届け出て許可を得ること。
- (4) 登下校においては、常に節度ある態度を持ち、交通規則をよく守ること。
  - ① 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を提出すること。またヘルメット着用にも努めること。なお、届け出た通学路を守り、自転車は所定の場所に駐輪し施錠すること。
  - ② 電動キックボードでの通学は禁止する。
- (5) 自家用車に同乗して通学する者は、自家用自動車同乗通学届を提出して許可を得ること。なお、地域住民の通行の妨げになるため、校門付近での乗降は禁止する。
- (6) 欠席、(公欠、欠課を含む) 忌引き及び遅刻、早退をする場合は、学校に連絡し、所定の様式による届を担任に提出すること。

## 2. 校内生活

- (1) 来訪者、職員に対しては常に礼儀正しくし挨拶をすること。また生徒同志においても元気よく挨拶をすること。
- (2) 公共の施設、器具、備品は大切に扱うこと。もし破損あるいは紛失したときは、担任または関係職員に届け出て指示を受けること。(事情により実費弁償)
- (3) 所持品は、自己管理を徹底し、万一、紛失したときは、直ちに担任または生徒指導部に届け出ること。なお、不要な金銭、貴重品などは持参しないこと。
- (4) 登校後、授業終了までは原則として外出を禁ずる。やむを得ず外出の必要が生じたときは外出許可証を受け取って外出すること。
- (5) 土日、祝日などの休業日に校舎、校具、グラウンドを使用する場合は、事前に校舎など使用願を提出し、許可を得てから使用すること。無断使用は認めない。
- (6) 校内での集会、募金、掲示、貼紙及び文書を配布する場合は、事前に生徒指導部に届け出て許可を得ること。
- (7) どんな理由があっても暴力行為は絶対にしないこと。
- (8) 考査は常に厳正な態度で受け、不正行為はしないこと。
- (9) 校舎内外の清掃については、分担区域に責任を持ち美化に努めること。

## 3. 校外生活

- (1) 校外においても常に本校生徒たる本分を自覚し行動すること。高校生として好ましくない場所には、絶対に立ち入らないこと。
- (2) 用もなく友人宅に集まったり、泊まったりすることは禁止する。親戚宅に泊まる場合でも必ず保護者の許可を得ること。
- (3) 飲酒・喫煙・無免許運転・薬物吸引等は絶対にしないこと。
- (4) 生命尊重の立場から、在学中の自動車・単車等の免許取得は禁止する。

## 4. 家庭生活

- (1) 学習計画表を作成して教科の予習復習、自由な読書に親しみ、規律ある生活習慣を確立すること。
- (2) 家事手伝いを通して家族との触れ合いを深めたり、地域の活動に参加して交流を深め、温かい人間関係を保つよう努めること。
- (3) 外出の際は家の人に行き先、用件、同行者、帰宅時刻などを必ず告げること。なお、午後11時以降の外出は慎むこと。

(4)アルバイトについては原則禁止とする。やむを得ない事情がある場合、長期休業中のみアルバイトを認める。その際、必ずアルバイト届を提出すること。

## 5.服装頭髪規定

(1)本校生徒の服装は、清潔・端正であることを旨として次の如く定める。

(2)通学に際しては、以下の規定による制服を着用すること。

- ① 制服・・・学校指定のものとする。
- ② 通学靴・靴下・通学鞆・防寒衣等・・・華美でないものとする。
- ③ 頭髪・・・活動的で清潔を心がけ、パーマ又はそれに類するもの、毛染め、脱色は厳禁とする。
- ④ その他・・・ピアス等の装飾物や化粧品に類することは禁じる。

《学校指定の制服》

男子:学生服・カッターシャツ・白ポロシャツ・ズボン

女子:ブレザー・ブラウス・白ポロシャツ・ズボン・スカート

(3)天候・体調に合わせて学校指定の制服を着用すること。

基準日 夏服 6月1日・冬服 10月1日

(体育時の服装) 各持ち物には名前を明記すること ※グランドシューズはアップシューズに限る。

## 6.スクールミニマムの改正の手順

- (1)生活改善アンケート実施 (全校生)
- (2)保護者・地域アンケート実施
- (3)三者協議会 (学校・保護者・生徒会) で協議
- (4)職員会議で審議・承認
- (5)生徒大会で審議・承認
- (6)改正の周知 (学校HPに掲載)

## 【参考】村高スマホ利用5か条(生徒会制定)

1. 公共の場ではサイレントマナー
  - ・授業中のサイレントマナーの徹底 (始業前に必ず確認)
  - ・学校や公共の場では音楽やゲーム・動画音等は鳴らさない
2. 歩きスマホ・ながらスマホはしません
  - ・他人に迷惑をかけない
  - ・けじめをつけて使用しよう
3. 登下校中のイヤホン禁止
  - ・加害者・被害者にならないために
  - ・イヤホンをはずして、笑顔で挨拶しよう
4. SNSのマナー向上
  - ・写真無断掲載厳禁 (個人情報取り扱い注意)
  - ・悪口書き込み、エアドロップによる嫌がらせ禁止
  - ・投稿には細心の注意を (あなたは責任がとれますか?)
5. 使用時間にルールを!
  - ・使用時間を決めよう
  - ・規則正しい生活習慣を身につけよう (健康に注意)